

PPAによる公共施設(市有遊休地)へのPV導入事業提案競技 質問及び回答

No.	受付日	質問		回答
		件名	内容	
1	11月21日	PPAの仕組みについて	<p>(募集要項 P1)</p> <p>・PPAとは以下の仕組みで認識に齟齬は無いのか？</p> <pre> graph LR     subgraph "電力系統"         direction LR         P[発電事業者] --- S1[電力系統] --- R[小売電気事業者]         R --- S2[電力系統] --- C[需要家]     end     C -- "託送料金" --&gt; R     R -- "電力料金及び" --&gt; P     </pre> <p>施工業者が発電設備を設置(工事の発注者は発電事業者)          発電事業者が小売電気事業者に太陽光発電所の再エネ電気を売電          (発電事業者と小売電気事業者の売電契約)          小売電気事業者が富山市施設へ再エネ電気を供給          (小売電気事業者と富山市のサービス契約)</p>	<p>PPAの仕組みは、お見込みの通りです。                  ただし、本事業は仕様書2.(1)アからキの業務を包括的に実施する者を公募するものであり、参加表明者は富山市と契約を締結する者となります。</p>
2	11月21日	参加表明書(様式3)について	<p>(募集要項 P4)</p> <p>・参加表明書(及びその他の提出資料)の提出が必要となるのは、小売電気事業者のみでよいか。(発電事業者, 施工業者の分は必要ないか)</p>	<p>本事業は仕様書2.(1)アからキの業務を包括的に実施する者を公募するものであり、参加表明者は富山市と契約を締結する者となります。                  一部業務を委任又は請け負わせる場合でも、参加表明書及び添付書類は、参加表明者のもののみ提出してください。</p>